

八王子市特別職報酬等審議会議事録

平成 29 年 11 月 9 日（木）午後 6 時

議会棟 第 6 委員会室

出席者 千葉茂委員（会長）、木戸和子委員（会長職務代理者）、谷靖夫委員、
清水利郎委員、立川正晴委員、伊羅胡和哉委員、鹿山剛央委員、
川原悠委員、峯尾節子委員（秋間利久委員 欠席） 委員 9 名（欠席者
1 名）
総務部長、職員課長、職員課主査、職員課主任（計 4 名）

会議内容

1 会長選出

2 職務代理者指定

3 諮問

諮問書及び以下の資料を配付

- (1) 平成 29 年東京都人事委員会勧告等の概要（資料 1）
- (2) 中核市及び類似団体の特別職報酬等一覧（資料 2）
- (3) 市長等特別職及び議員の期末手当支給率（資料 3）

4 審議

【会長】これより審議を始めたいと思います。市長からの諮問を検討するにあたって事務局から関連する状況など説明願います。

【事務局】これまでの審議経過及び内容について説明します。平成 27 年度においては、審議会を 7 回にわたり開催し社会経済情勢、人事院及び都の人事委員会における引き上げ勧告といった状況を確認し、特別職の報酬及び給料について職責に応じたものでなければならないという議論の中で、議員の報酬は月 2 万円の増額、市長は 1 万円増額とし、一方で教育長及び常勤の監査委員については他市と比べ高い水準にあったため常勤監査委員は 2 万円の減額、教育長は 4 万円の減額としています。

昨年度は、中核市及び類似団体との特別職報酬等の比較において、平成 27 年 12 月 24 日の答申により改定した時期から報酬等の額に変更があった市は一部あったものの、社会情勢等に大きな変化は生じていないとして議員報酬及び市長等の給料は改定していません。

今回は平成 27 年 12 月 24 日の答申において、社会経済情勢の変化が大きい今日の状況にあって特別職の報酬等の適正な水準を維持するためには本審議会を定期的で開催し、検証すべきであるとの意見をいただいたことから、平成 28 年 11 月 24 日の答申から 1 年

が経過したため、現在の特別職の報酬等が適正な水準を維持しているか御審議いただくためにお集まりいただきました。

それでは、平成 29 年人事委員会勧告の概要について説明します。

資料 1 については東京都人事委員会勧告の概要で、例月給については職員の給与が民間従業員の給与を下回っているものの、その格差はきわめて小さいことから改定見送りとなっています。特別給については年間支給月数を 4.4 月から 4.5 月分へ 0.1 月分引き上げ、勤勉手当に配分することとなっています。

次に特別職の報酬額について説明します。

資料 2 については中核市と類似都市の特別職の報酬について一覧にまとめたもので、1 枚目は中核市の状況を、2 枚目は類似団体の状況をまとめています。左側から平成 29 年 1 月 1 日時点の住民基本台帳人口、次に市長の報酬額、次に副市長の報酬額、教育長、常勤監査委員、議長、副議長、常任委員長、議運委員長、議員の報酬額としています。人口や報酬額の左側の欄には、中核市や類似団体の中での順位を表示し、平成 28 年審議会答申後に改定した市には網掛けをしています。八王子市の報酬額については中核市の中で一部の市が改定を行ったことによって市長の報酬額が前年の 15 位から 17 位へ、常任委員長と議運委員長の報酬額がそれぞれ 17 位から 18 位へ、議員の報酬額が 24 位から 25 位へと変動していますが、類似団体内の順位は変動がありません。

【会長】 今回の目的は平成 27 年 12 月 24 日の答申に附帯意見とした適切な水準を維持するための定期的な検証です。現行の報酬額の改定が必要なのか必要ないのか審議したいと思います。

【委員】 何を基準にして高いか低いか、どのように判断するのか。中核市や類似団体の中での順位を見ても、人口の割合など他の要素もあると思うので、何を基準に判断するのか説明願います。

【事務局】 前々回の平成 27 年の答申で現在の報酬額に改定し、それより以前は平成 15 年に改定した後、報酬額は改定していません。平成 20 年に一度審議会により報酬額を審議しましたが、改定しない結果となり、平成 15 年から 10 年以上改定されない状況が続いていました。

平成 27 年度に報酬額を改定したきっかけは、景気回復などの要因で民間の給与が上向きに転じ、民間従業員の給与と東京都の職員の給与額を比較する中で東京都の人事委員会勧告により平成 26 年に職員の給与が引き上げられました。それに加えて平成 27 年度に八王子市が中核市に移行したことで、東京都から多くの事務が八王子市に移管され、特別職についても所掌事項や責任が増すことから、職責や他市の状況を精査し、この審議会でも審議した結果、改定に至りました。その審議を経て平成 27 年度に改定した報酬額は妥当な額であると理解しています。その後、昨年は改定していませんが、さらに 1 年経過したので改めて検証していただくことになるかと思っています。

いくつか改定した市もある中で、特別職の職責については特段大きな変化はありませんので、他市の状況と比較して判断していただくことになるかと思っています。

【委員】 確かに世の中のことを加味して考えると、大きな変化はありませんね。

【委員】前回の審議会に出席して経過は承知しています。今回の資料にある網掛け部分は、引き上げということによろしいですか。

【事務局】全ての市が引き上げになっています。

【委員】今回の改正の必要性に関して、労働団体の代表として、最低賃金は年々引き上げられていることや人事院から引き上げ勧告されていることは承知しています。特別職の報酬にすぐに反映されるほど景気変動が大きいとの認識はしていませんので、早急な改定の必要性はないと考えています。

【委員】類似団体とは妥当な水準を保っているのではないのでしょうか。仮に上げ下げをする場合、どこまで上げられるのか、下げられるのか、1万円刻みであるのか、5万、10万円単位で改定するのか、特に変えたほうがいいのかということではありませんが、変えたとした場合、どういう基準があるのでしょうか。

【事務局】仮に改定するのであれば、今までと同様に1万円刻みで改定することになるかと思えます。

【委員】予算の制約がありますが、可能であれば基準よりも高く上げれば、仕事に対するモチベーションが上がるのではないのでしょうか。

【会長】一昨年の7回開催した審議会では、そういった点を踏まえて審議し改定しています。アベノミクスで良くなっている部分はありますが、外的要因はそれほど大きな変動はないということで、据え置きとして御了解いただけるのではないのでしょうか。

【委員】中核市の報酬等一覧表で見れば、十分高い水準にあると思えます。

この資料から判断すると、上げるより下げるという考え方になりませんか。

一方で、中核市の中でも八王子市の財務状況が良く、引き上げてもいいということであれば、その方向で考えるほうがいいのかではないのでしょうか。

今回の資料をもとに、他市との状況によって判断するのであれば、これを基準にして考えたいと思えます。

【事務局】直接関連することではありませんが、資料の左側には人口の記載があります。

人口が市の規模を示す一つの指標になります。

また、今すぐ財政面から特別職の報酬を引き下げなければならない状況ではありません。

【委員】八王子市の人口が3位、それに対して船橋市の人口は1位で、報酬の状況としては20位前後です。そうすると八王子市の水準は高いとは考えられないのでしょうか。

【会長】人口と報酬は比例している訳ではないので、意見として承るということによろしいですか。

【委員】中核市になったということで、平成27年に改定した経過があって、まだ2年であり、大きな変動もないのであれば、他市では改定したところもあるようですが、このままでいいと感じています。

【委員】人口と報酬額の順位は必ずしもマッチングしていなくても、それほど問題はないと考えています。大きな要因があれば、改定を考えてもいいと思えます。しかし、大きな変化がないのであればこのままでいいのではないのでしょうか。

【会長】皆様から意見を伺いました。議員の議員報酬及び市長等の給料について改定の必要はなしということで、私は答申をしたいと思います。御異議はありませんか、御了解いただけますか。

【委員】はい、異議ありません。

【会長】それでは、平成 29 年人事委員会勧告の内容及び類似団体等の比較を参考に審議を行いました。今回改定すべき事由はなしということで答申をしたいので、事務局は答申書を作成願います。

5 報告

【会長】事務局が答申書を作成していますので、次の報告事項に進みたいと思います。事務局から特別職の期末手当の支給率について説明願います。

【事務局】資料 3 については、26 市の市長等の特別職及び議員の期末手当の支給率を一覧にまとめたもので、資料の左側から市長、次に副市長、教育長、議会の議員の順に 6 月、12 月、3 月のそれぞれの支給月数と年間の支給月数を表示しています。

特別職の期末手当については、これまで八王子市では職員の期末・勤勉手当と合わせて改定を行ってきました。平成 29 年人事委員会勧告によると、職員の特別給については年間支給月数を 4.4 月から 4.5 月へと 0.1 月分引き上げ、その配分を勤勉手当により実施するとしています。

特別職については勤勉手当がないため、年間の引き上げ分を期末手当に配分することになります。事務局で他市の状況を確認したところ、26 市中 15 市が職員と合わせて改定する状況です。

【事務局】支給率の決まり方については、人事委員会勧告の中で、都の職員と民間企業の昨年と今年の冬と今年の夏、1 年間の支給月数を比較しており、勧告の中では、特別給を引き上げることになっています。民間企業の賞与は、一律で支給されるものと成績の査定によるものがありますが、都においては、一律に支給されるのが期末手当、勤務成績によって差がつくものが勤勉手当です。勧告の中では、内訳については比較しておらず特別給全体で民間と比べて都の職員の方が少なかったということで 0.1 ヶ月分引き上げることになっています。都の給与制度は、より職員の能力や業績を反映するものにしてきていますので、引き上げにあたっては、勤勉手当で引き上げてくださいという勧告になっています。

特別職には勤勉手当がないので、特別給を 0.1 ヶ月分引き上げるところでは、期末手当を引き上げるという形になります。

【会長】職員については、勤務成績により差が生じる勤勉手当の方が一律な期末手当よりもいいと思います。

先ほどの説明で、26 市中 15 市は職員と同様に改定するというものでありますが、残りの市については改定しないと決めているのでしょうか。

【事務局】残りの市の内訳については、改定しない自治体が 4 市、審議会の結果を待って判断する自治体が 3 市、未定等の自治体が 3 市になります。

【会長】 人事委員会勧告により職員と合わせて特別職の期末手当の上乗せについて御意見をいただきたいということですが、審議会の審議事項ではないので、皆様に御意見をいただき、市長に意見として申し述べるということになります。そういう趣旨を御理解いただいた上で、何か御意見ございましたらいただきたいと思います。

【委員】 審議事項ではないということもありますが、人事委員会勧告に沿って、これまで職員と合わせて改定してきたものでもあるので、今回も同様に 0.1 ヲ月加算することによってよろしいのではないのでしょうか。

【委員】 勧告により職員と合わせて特別職の期末手当の上乗せすることについて私からは特に意見はなく、よろしいかと思います。

【委員】 この資料を拝見する限りでは、他市と比べて低いほうではないと思います。どちらかというとう上位にあるので、私たち税金を納めている者としては、少しでもその税金を有効に使っていただきたいという思いはありますので、現状維持でいいのではないかと、この資料を見た限りではそのように感じています。

【委員】 特別職の期末手当の支給率については報告という形でもありますので、これまでと同様の考えで進めていただければと思います。

【委員】 それでよろしいかと思います。

【委員】 私も同様です。

【会長】 あくまでも意見でございますが、職員の期末・勤勉手当と合わせて改定するということが妥当であるという意見を付けさせていただきたいと思いますので、御了解いただけますでしょうか。

【委員】 異議ありません。

【会長】 答申案が整ったようなので、事務局は答申案を読み上げ願います。

【事務局】 答申案を読み上げ

【会長】 答申案について、正式な審議会の答申としてよろしいですか。

【委員】 はい、異議ありません。

【会長】 この答申を事務局で体裁を整えて、市長に提出願います。

本日の審議は以上で終了とします。今回の議事録については、ホームページで公表することになりますが、事務局は公表前に各委員に内容確認願います。

本日は、貴重な御意見を賜りありがとうございました。

閉 会